

記者発表（発表・資料配布）				
月／日	担当課(室)名 担当班名	電 話	発表者 (担当班長名)	その他配布先
2／12 (水)	都市政策課 景観まちづくり班	内線 4660 078-362-9299	松井 雅伸 (川崎 博一)	東播磨県民局・北播磨県民局 中播磨県民センター 西播磨県民局

景観形成重要建造物等の指定（第17次）について

兵庫県では、景観条例に基づき、地域の良好な景観形成に重要な役割を果たしている建造物又は樹木（樹木の集団を含む）を指定する制度を設けています。

このたび、次の4件の建造物について、所有者の同意を得るとともに、景観審議会（会長：八木雅夫）から指定が適当である旨の答申を受けましたので、指定します。

1 指定する建造物の一覧（概要は別添1参照）

指定番号	名称	所在地
17-1	花井家住宅	高砂市高砂町
17-2	蛭田理研事務所	西脇市西脇
17-3	旧黒田家住宅	三木市本町
17-4	江見家住宅	佐用郡佐用町三日月

2 指定年月日

令和7年2月12日

3 景観形成重要建造物等（建造物・樹木）の制度について

（1）制度の目的・趣旨

貴重な景観資源の保全と適切な維持管理を図るとともに、地域の活性化等を期待するものです。

指定された建造物等については、適切な維持管理に努めていただき、外観について現状変更等を行う場合に届出を求め、必要な指導・助言を行います。

（2）指定建造物等の選定の考え方

歴史的・文化的価値に加えて、ランドマーク・シンボル性等を踏まえ、地域の景観形成への寄与の大きい建造物及び樹木を選定しています。

（3）指定建造物等への支援（概要は別添2参照）

民間所有のものについては、修景等を行う場合に、「景観形成支援事業」により、設計費や工事費等の一部を助成（助成率1/3、助成限度額330万円（樹木については限度額30万円））しています。

（4）指定状況

今回の4件の指定により、景観形成重要建造物等は131件（建造物123件・樹木8件）となります。

景観形成重要建造物等指定一覧（令和6年度第17次指定）

令和7年2月12日指定

番号	地域	名称	所在地	選定の理由等	写真等
17-1	東播磨	花井家住宅	高砂市 高砂町	明治後期に建てられ、かつて肥料問屋を営んでいたが、現在は地域のまちづくり活動に活用されている。 通りが直行する角地にあり南面、東面が象徴的な厨子二階建ての建物で、水運の拠点として栄えた高砂町の当時の町屋の特徴をよく残している。	
17-2	北播磨	蛭田理研事務所	西脇市 西脇	昭和10年に紡織産業に関わる会社の事務所兼用住宅として建てられた。 正面中央の迫り出し部は、水平なパラペットや曲面の端部など優美な印象を与える工夫がされており、正面性や中心性が強調された外観が特徴。北播磨地域を代表する建築家である内藤克雄の設計で、地場産業である播州織とともに発展した地域の繁栄を伝えている。	
17-3	北播磨	旧黒田家住宅	三木市 本町	江戸後期に建てられたとされる住宅。向かいの建物は、現存する三木市内最古の金物問屋である黒田清右衛門商店であり、当建物は黒田家の本家により建てられたと伝えられている。 旧街道の結節点にある三木の中心部に位置し、周辺に残る歴史的建物とともに三木市の街道沿いの歴史的な景観を形成している。	
17-4	西播磨	江見家住宅	佐用郡 佐用町 三日月	江戸後期に建てられたとされる住宅で、西播磨地域を領した赤松氏の一族である江見家の分家である。 大庄屋であった屋敷の建物群が、周辺の山や水田と調和し、良好な景観を形成している。	

景観形成重要建造物等の指定制度

兵庫県が景観の形成等に関する条例に基づき、

地域の景観の形成に重要な役割を果たしている

建築物や樹木（樹木の集団）を指定する制度です。



八上小学校(第8次指定)



仁部家住宅(第14次指定)



但馬安国禅寺とドウダンツツジ(第15次指定)

指定されると…

● 指定されたことを示す銘板をお渡しします。

● 県からの支援

①助成

建造物の場合：維持管理のための工事費等に対して**最大330万円**

樹木の場合：樹木医の診断や治療等に係る費用に対して**最大30万円**



②アドバイザー派遣

維持管理のために専門家に相談することができます。

● 所有者の方等へ維持管理と届出手続のお願いをしています

維持管理

景観形成重要建造物等の所有者の方等（所有者、管理者、占有者）には、優れた景観が損なわれないよう適切な維持管理に努めていただきます。

届出手続

次のような行為をする際は、届出が必要です。

- ① 景観形成重要建造物の改築、増築、修繕、模様替え、色彩または意匠の変更、除却
- ② 景観形成重要樹木の移植、伐採

※ただし、通常の管理行為（同色での外壁塗装、外壁の補修、樹木の剪定）、外観の変更を伴わない修繕（雨漏りの補修、内部のリフォーム等）、危険防止のための応急措置等は、届出不要です。

【お問い合わせ先】

制度に関すること：兵庫県まちづくり部都市政策課 景観まちづくり班 078-362-9299

支援に関すること：（公財）兵庫県まちづくり技術センター

078-367-1260